

## このような方はまずはご相談ください!

引越ししたい

リフォームしたい





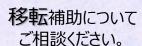
土砂災害特別警戒区域内に住宅がある





課税所得金額が507万円以下である。







補強補助について ご相談ください。

※土砂災害特別警戒区域は以下の大阪府ホームページ「大阪府内の土砂災害防止法の指定状況」より確認できます。http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/sitei.html

大阪府 特別警戒区域



お問い合わせ・ご相談

富田林市農とみどり推進課 <申請窓口> 0721-25-1000

大阪府都市整備部河川室河川環境課大阪府富田林土木事務所河川砂防グループ

06-6941-0351 0721-25-1131

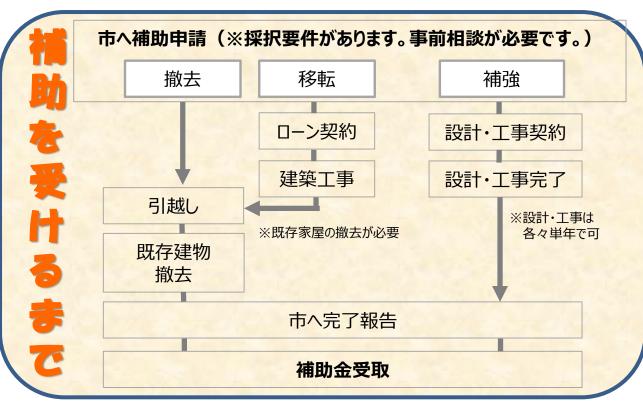
# 土砂災害の危険は ありませんか?

# 住宅移転・補強を 支援します

土砂災害特別警戒区域内の家屋移転・補強に対する補助制度について







# 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強について支援します。

**沙**斯 ~

~土砂災害の危険からの避難(移転)

住宅の撤去にかかる費用(除却費)



1戸あたり最大97.5万円の補助を受けることができます。

住宅の移転にかかる費用(建物助成費)





危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうち ローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。 最大421万円(建物325万円、土地96万円) 補強

~土砂災害の危険から住宅を守る

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

補強擁壁などの土砂災害から住宅を守る施設が対象 になります。



#### 設計費用

対象費用(補強設計費用)の23%

1棟あたり 最大154,560円

(設計費限度額:67.2万円)

### 工事費用

対象費用(補強工事費用)の23%

1棟あたり 最大772,800円

(工事費限度額:336万円)

